

令和4年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和4年3月4日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第3号 令和3年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承認について
- 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 芸西村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 令和3年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第13号 令和3年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 令和3年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 令和3年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和4年度芸西村一般会計予算

- 議案第 18 号 令和 4 年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 4 年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 4 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 4 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 4 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 4 年度芸西村下水道事業特別会計予算
- 議案第 24 号 村道路線の廃止について
- 議案第 25 号 村道路線の認定変更について
- 議案第 26 号 解約金の額の決定について

日程第 4 議案第 3 号 令和 3 年度芸西村一般会計補正予算(専決第 3 号)の承認について

招集年月日 令和4年3月4日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時02分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	恒石 浩良
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	池田 加奈	教育次長	佐藤 大輔		

※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和4年3月4日（金）

[9:02 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和4年第1回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から令和3年度芸西村定期監査報告書並びに、11月、12月、1月の例月出納検査の結果報告がお手元に配布のとおり提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、本定例会を通じて6番安芸友幸君、7番小松康人君を指名します。

《日程第2》

○ 池田 廣 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

○ 小松 康人 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、2月25日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日3月4日から10日までの7日間とするものです。まず、本日は村長提出の議案第3号から第26号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第3号の審議・採決を行っていただきます。5日から8日までは議案精査のため休会とします。9日は一般質問を行っていただきます。そして10日は、議案第4号から第26号までの審議・採決、並びに、議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。本定例会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月10日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月10日までの7日間に決定しました。

《施政方針の表明並びに提案理由の概略説明》

○ 池田 廣 議長

村長より、施政方針の表明並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許可します。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日、議員の皆さま方のご出席を賜り、令和4年3月議会定例会が開会できますことを、厚くお礼申し上げます。まず、提案に先立ち令和4年度の施政方針並びに事務事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症は、今年に入り爆発的に感染が拡大したオミクロン株の猛威により、県内でも連日3桁台の感染者数が続いております。この第6波といわれる状況については、既にピークを過ぎたとの分析もございますが、私たちの日常においては、そのような見通しを実感できるものはほとんどなく、むしろ高齢者の重症化や入院増により、医療現場のひっ迫は切実なものとなっております。また、あまりにも多くの新規感染により、ほとんどの方が自宅療養とならざるを得ない状況ではありますが、同居する家族との完全隔離は困難なため、常に病状の悪化や感染拡大の不安と向き合わなければなりません。こうしたことから、今後は子どもと重症化しやすい高齢者を感染の不安からどう守るべきか、といったことに関して議論を深めることも重要と考えております。

一方、ワクチンの3回目接種は、2回目接種を終えられた方から順番に接種券を送付し、2月19日から接種が行われておりまして、2月末までに、接種対象者の65.8%にあたる1919人が予約案内済みとなっております。今後、5歳以上11歳以下へのワクチン接種につきましても医療機関のご協力を得ながら、順次ワクチン接種を進めてまいります。

一部で、3回目別の銘柄のワクチンを打つ「交差接種」に、不安を訴える方も少なからずおられますので、村としては村民の皆さまに、正しい情報をいち早くお伝えすることに傾注し、できる限り接種が順調に進みますよう、医療機関とも連携を深めてまいります。

今後、第6波が急速に収束に向かうのか、高止まりが続くのか、また新たな変異株の対策に迫られるのか不透明なところではありますが、いずれにしても、当面はワクチン接種の継続に努めると同時並行で、ウィズコロナ、アフターコロナへの対策を推し進める必要があります。2年以上に及ぶコロナ禍で疲弊した各分野が直面している課題としっかりと向き合いながら、地域経済にとって最大限の効果につながるような浮揚策を実行できるよう、全力を傾けてまいります。

さて、村の治水、利水対策として最大の懸案であります和食ダム事業は、左岸の再掘削が間もなく完了する見込みであり、夏頃からは、堤体コンクリートの打設が再開される予定です。村のダム関連事業では、現在、県が施工中の左岸側の基幹管理道の終点部分からダム湖対岸を周回する支線管理道の整備を行います。また、ダムの周辺整備事業につきましては、費用対効果なども見極めながら実施可能な事業内容について、関係者や和食ダム建設事務所とともに検討を重ねてまいります。

和食川導流堤につきましては、県において和食排水機場の排水を活用した新たな閉塞対策の検討が行われております。最終案がまとまれば、近日中に「和食川導流堤に関する検討会」の皆さまへ事業内容の説明を行う予定と伺っております。

次に、高知東部自動車道は赤野地区では橋脚の下部工が進められ、本村では西分地区を中心に、動植物や景観、河川の水質・流量調査などの環境調査が進められております。来年度には和食陸橋付近の橋脚工事に合わせて、石積みとなっている江渡川の護岸改修を行います。また、令和7年春には高知龍馬空港ICと香南のいちIC間が開通し、高知市と本村が高規格道路で直結となるなど、交通インフラの整備進展とともに、私たちの生活圏や経済活動、人的交流などにとって歴史的ともいえる転換点が目前に迫ってまいりました。

こうした社会構造の転換期に本村に求められるものは、新たな時代の潮流を的確に読み取り、将来にわたって「小さくても元気で輝くむら」としての魅力に磨きをかけながら、未来を担う子どもたちに胸をはってバトンを渡せるよう、必要な基盤整備をしっかりと進めていくことです。

つきましては、私が村長に就任する以前から議論がございました「認定こども園」を含めた、老朽化が著しい各教育施設の再編・建て替えについて、児童生徒の減少傾向と施設の適正規模、津波浸水エリア（イエローゾーン）との関連性や液状化対策、見守りの観点からの防犯上の充足度、その他習熟度別指導や小中との連携教育の充実強化など、多くの事柄について研究を深めてまいりますとともに、来年度は関連施設建て替えに向けた基本設計、及び地盤調査等を行うこととしております。

以上、一部ではございますが懸案事項について、簡単にご報告をさせていただきました。私は行政の仕事は連続性と、日々の地道な努力の積み重ねが重要であると、これまでの議会でも申し上げてまいりましたが、コロナ禍の停滞状態にありましても、行政に対する住民の皆さまからの要望は、ますます複雑多様化しつつあります。本村におきましても、予算要求額の集計時には財源不足額が大きく膨らみましましたため、昨年に増して大変困難な査定作業となりました。そのような中で、将来の財政指標の管理も視野に入れながらも、懸案事項が着実に実を結んでまいりますよう、予算要求原案の緊急度、優先度などを考慮しながら令和4年度当初予算案を編成いたしました。

査定を重ねましても、どうしても不足する財源の調整には、やむなく基金を充当してのスタートとなりますが、決算時においては、極力、基金取り崩し額が少なくなりますよう効果的かつ効率的な予算執行に努めてまいります。

まず、行財政の状況ですが、令和2年度決算公表の財政状況については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による4つの財政指標のうち、標準的な収入に対する借金返済額の比率を表す「実質公債費比率」については7.6%で前年度同率となっております。令和3年度は7.5%と試算しておりますが、県内町村平均5.9%よりも高くなっております。

今後控えている教育施設更新等により、起債償還が順次発生し、厳しい財政運営が予想されるため、より一層の歳出削減と効率的な行政運営に努めてまいります。

予算編成は、令和4年度当初予算額は54億8360万円で対前年9億2220万円増となっております。主な要因は、土木費で公営住宅建設費は減となりましたが、総務費のふるさと納税寄附金に伴う経費や、衛生費のメルトセンター負担金の増額等により大きく増額となるものです。また、本村が大きく依存している地方交付税は総務省から公表された令和4年度地方財政計画において対前年比3.5%増となっており、本村でも増が見込まれるところです。

起債については、一般廃棄物処理事業、公共施設等適正管理推進事業等で起債の発行に約2億726万円を見込んでおりますが、全体では対前年1億213万円、49%の減額となっております。今後も計画的な事業実施や、国・県の補助金など有利な財源を確保し、財政指標を注視しながら、財政健全化に向けた後年度負担の軽減に努めてまいります。

補正予算の主な事業としまして、国の令和3年度補正予算に対応して、新型コロナウイルスワクチンの前倒し接種分等を計上し、確定したその他の事業費を減額しております。

機構、人事についてですが、本年4月の新規採用職員は、一般事務職の採用を予定しております。また、平成31年度から3年間の高知県後期高齢者医療広域連合への職員派遣は3月末で終了します。

税務につきましては、来年度から軽自動車税の納期限を5月末とすることで、大型連休中の納税証明書発行事務の軽減を見込んでおります。

また、平成31年から村税のコンビニ納付を先行して導入してはしましたが、本年4月からは上下水道使用料や介護保険料などもコンビニ納付に対応し、あわせて電子決済を導入することで、ご自宅からスマートフォン等で24時間納付ができるようになります。

選挙につきましては、本年7月に任期満了となる参議院議員選挙を予定しております。また8月に任期満了となる村議会議員選挙は、3月1日に開催された村選挙管理委員会において、8月2日告示、8月7日投票開票に決定し、立候補予定者説明会を6月末頃に開催予定としております。また、今回の村議会議員選挙から、選挙運動費用の公費負担が拡充されますので、必要な予算を計上しております。

その他としまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、対象者に通知を行い、順次支給を行っており、あわせて家計急変世帯の給付申請を受け付けております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本年度9000万円余りの交付が決定し、感染拡大の防止施策、事業者支援及び地域経済対策、村民の生活支援策、教育環境の整備等計34事業を計画し取り組んでおります。また、来年度には約7600万円の交付が既に決まっており、新型コロナウイルスの影響で依然として厳しい状況にある地域の実情に沿った、きめ細やかな対応を行うこととしております。

ふるさと納税は、昨年度と同水準で推移しております。主力商品であるカツオのたたきは、同等の返礼品が増加し、競争優位性が低下して新規寄附者獲得に苦慮しています。ギフト商品等の新規返礼品を開発し、ラインナップを充実させるとともに引き続きマーケティングを行い、主力ポータルサイト以外のサイトへも集客策を講じてまいります。

来年度は、使途を明確にして寄附金を募集するクラウドファンディング型ふるさと納税を開始し、寄附金を活用して地域の活性化及び地場産業の振興につなげていきたいと考えております。

地域振興ですが、げいせい未来会議は、10月27日に役場若手職員向けに第1回を開催し、第2回を2月3日に芸西中学校全校生徒向けに開催しました。リモートオンラインで、本村の現状や課題を説明し、生徒たちに芸西村の未来について語ってもらいました。若者らしい自由な発想で多くの意見が交わされ大変有意義な会議となりました。来年度以降も、各種機関や団体、グループに向けて開催する予定です。

かつば市は、売り上げが前年比110%と順調に伸びております。来年度は琴ヶ浜でバーベキューを楽しむ自然体験満足度向上事業の周知に努め、観光振興と売り上げ向上につなげてまいります。

また、村内の宿泊施設、貸切バスの利用料の一部を助成して誘致を促進する芸西村スポーツ合宿支援事業を開始し、地域の活性化を図ってまいります。

観光振興は、ロイヤルホテル土佐で昨年12月1日から1月10日まで実施しました竹灯りの宵は延べ7555人の方にお越しいただき大変好評のうちに終了しました。

芸西村飲食店応援事業は、高知県のコロナウイルス感染症対応ステージが特別警戒となった1月20日に事業を休止しました。休止時点で6万5124人の方にご利用いただきました。

明治安田生命レディスヨコハマタイヤゴルフトーナメントは3月11日から13日までの3日間、土佐カントリークラブにて、熱い戦いが繰り広げられます。今大会は新型コロナウイルス感染症拡大による影響と安全性を考慮し、入場制限を設けて実施することになりました。

げいせい桜まつりは、3月18日から31日までの期間開催とし、昨年同様夜間のライトアップを行います。

統計ですが、来年度の統計調査は、就業構造基本調査を実施します。選定された調査区にお住いの15世帯に対し10月1日を基準日に実施しますので、皆さまのご協力をお願いします。

地域公共交通は、おでかけバスは令和2年度利用実績2320人、1日あたり7.8人に対し、令和3年度は1月末日現在で2152人、1日あたり8.9人と年々利用者が増加しております。4月1日から瓜生谷方面線、和食乙方面線について堀切停留所の発着を追加してダイヤ改正を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

国道の渋滞の迂回路として多くの車両が流入し、危険を指摘されています村道長谷寄線・琴ノ浜線については、安芸警察署からの提案を受け、速度30キロ規制の導入について沿線部落と協議を行っております。

次に、住民福祉・保健衛生です。子育て支援、児童福祉としまして、妊娠、出産、子育てに関する各種相談対応や必要な情報提供・助言・保健指導などを目的とした「子育て世代包括支援センターC o C o R o」を3月に設置しました。保健師資格を持つ母子保健コーディネーターを配置し、総合相談窓口の充実や保健、福祉、教育などの関係機関と連携強化を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援に取り組んでまいります。

健康対策としまして、糖尿病重症化予防・慢性腎臓病予防を目的に未治療・治療中断者の受診勧奨に加えて、重症化リスクの高い方に対して医療機関と連携して、保健師による訪問指導等を行っております。生活習慣病の影響により脳血管疾患、心臓疾患など、より重篤な疾患へとつながるケースもあることから、継続した取り組みを行ってまいります。

高齢福祉につきましては、各ふれあいセンター、ほっとハウス、地域包括支援センター等と連携して健康保持増進や介護予防事業に取り組んでまいります。また、関係団体等と協働しまして必要な支援や見守りを行ってまいります。

介護予防事業としまして、12月には各ふれあいセンターを中心に摂食や嚥下機能の向上を目的に口腔教室を行い、51名の参加がありました。1月には、在宅介護や介護予防の知識向上を目的に、排泄に関する楽々介護教室を開催し、20名の参加がありました。

児童手当受給世帯及び高校生養育世帯の児童1人につき10万円を一括支給できるようになった臨時特別給付金は、芸西村から児童手当を支給している195世帯、374人につきましては、令和3年12月までに支給が完了しました。申請の必要な公務員等の世帯につきましては、個別通知で申請をご案内しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、8月に発行しました生活支援地域振興券は、3603万円余りの換金を行い、利用率は99.0%と多くの方に利用していただきました。

地籍調査事業は、昨年度に調査いたしました西分・久重地区の閲覧作業を、2月15日まで20日間実施しました。本年度は残っている現地の測量業務を行い、年度内に完了の予定です。なお、本年度をもって久重

地区の測量調査を終えることとなり、進捗率は 47.1%となります。来年度の調査地区は、津野地区 1.84 平方キロメートルを予定しております。

移住促進関係では、12 月 11・12 日に大阪、東京で開催されました移住相談会に参加しました。来年度も、県東部地域の自治体と連携して、移住ツアーなどの企画や相談会に参加してまいります。移住促進の一環として整備しました和食西北芝分譲地は、12 月 17 日に分譲のお知らせを開始しました。折り込みチラシやウェブ広告などを行い、販売促進に努めております。申し込み期間は 3 月 14 日までとし、現在受け付けを行っております。

次に、農業振興です。有害鳥獣対策関係では、年々増加する有害鳥獣被害に対応するための関連予算を当初予算に計上しております。

農業関係では、みどりの食料システム戦略推進事業としまして、防虫ネットの導入や土壌消毒資材のほか、脱炭素の取り組みとして CO₂ を削減するための、ヒートポンプ加温機導入を支援してまいります。園芸用ハウス整備事業では、レンタルハウス 2 件、中古ハウス活用 1 件に加え、新たに J A が取り組むサポートハウス整備について補助を行います。燃料タンク対策事業では、流出防止タンクの整備数を増やす計画をしております。環境制御技術普及事業では、引き続き機器の導入を支援いたします。新規就農者確保支援では、3 月末で研修を修了する方が 1 人、担い手育成センターの研修を修了し村内での実践研修を開始する方が 1 人おります。来年度は新規就農者の農地確保支援の予算を増額しており、今後も担い手の育成・支援を関係機関と協力しながら進めてまいります。また新たに農業の担い手確保の手段として、地域おこし協力隊員を募集し、移住促進もかねて取り組むよう計画しております。

食肉センター建て替えに伴う負担金につきましては、新食肉センター建築工事の遅れなどにより、来年度は豚のと畜が中止されるなど、資金不足が予想されるため、事務組合負担金増額の協力要請がありましたので関連予算を計上しております。また来年度中に完成予定の新食肉センター整備に係る負担金についても本年度に引き続き計上しております。

次に、林業・水産・商工です。林業関係では、松の樹幹注入と枯損松の伐倒駆除処理を 2 月に発注し、3 月下旬の完了予定です。来年度も薬剤の地上散布と合わせ、美しい松林の保全に努めてまいります。

水産関係では、来年度もヒラメの稚魚放流や海岸・海上の清掃補助などの支援を行ってまいります。また、西分漁港の施設管理においては、荷捌き所の柱の劣化が激しく、改修の必要があるため、診断及び設計費用を計上しております。さらにコロナ対策交付金を活用して、港公園トイレを非接触対応に改良いたします。

商工関係では、地域活性化を図るため事業者への経営改善資金利子補給や、空き店舗活用事業を引き続き行っております。

住宅ですが、住宅耐震関係では、南海トラフ地震に備えるため、住宅の耐震設計、改修工事を中心に老朽住宅除却、ブロック塀耐震対策などを進めてまいります。

村営住宅関係では、北芝団地新築工事は 2 月末に完成しました。入居に関して条例整備が必要なため、本議会に提案しております。新たな入居者の募集につきましては、4 月 1 日から受け付けを開始するよう準備を進めております。

次に、土木です。本年度の事業では、現在、供用されていない久重地区の村道に架かる老朽化した久重橋の撤去を行いました。橋がなくなることで村道の区域が変更になりますので関連議案を本議会に提出しております。

県の河川事業では、和食川の葦の撤去に重点的に取り組んでいただいております、長い区間で除去作業が行われております。

来年度の事業では、道路の維持管理におきまして、大きな課題となっている朝夕の交通渋滞時の安全対策として、区画線の補修を進めたいと考えております。

新設改良事業では、瓜生谷地区の河川改修区間にある中村橋の架替工事が完了する予定です。5 年に一度の点検の結果、措置が必要な橋梁の補修には継続して取り組みを進めて、安全性の確保と長寿命化を推進していきます。来年度の事業が予定どおりに完了いたしますと、撤去予定の橋以外で次回点検までに補修が必要な橋への対策が、村内全ての橋で完了いたします。また、老朽化が進んでいる林道赤野川線の栈道の改修にも継続して取り組みます。

治水対策では、和食排水機場の長寿命化対策として本年度に引き続きポンプの電気設備の更新を行う予定となっております。

農業土木では、本年度に現地調査と保全計画を策定した、水利組合の用水路の補修事業を行います。

環境衛生では、安芸広域圏域のごみ処理施設でありますメルトセンターにおきまして、施設機能の維持のために、経年劣化が進む主要な機械設備の改良工事を本年度から3カ年をかけて実施中ですが、来年度から本格的な工事に着手します。全体事業費のうち、補助金を除く総額20億円近い費用につきましては、構成市町村で分担する事になりますので、必要な負担金を当初予算に計上しております。村の負担額も大きくなりますが、住民生活に欠かす事のできない重要施設の維持管理経費となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

消防・防災ですが、消防関係では、年末に年末特別警戒を行い、村内の火災予防を呼びかけながら巡回しました。1月14日のジル蔵池の山林火災は、消防団の迅速な消火活動により、大規模火災にならずに鎮火することができました。また、2月16日の香南市住吉の車両火災では、香南市消防と連携しながら、迅速な消火活動を行いました。初午駅伝は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしました。

昨年4月の消防庁通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」に基づき、非常勤職員である消防団員の報酬等の見直しを行うための条例を本議会へ提案しております。

防災関係では、資機材再整備事業は馬ノ上土居地区及び西分郷東・中地区が完了いたしました。災害用備蓄購入事業は、大人用おむつ・生理用品、災害用一体型トイレ等の納品は完了しております。また、災害時の通信環境の確保のため、琴ヶ浜野外劇場周辺及びかっぱ市等へ無料情報通信設備フリーWi-Fiを整備予定です。

なお、県主催で1月20日に予定していた津波災害警戒区域住民説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。今後県と協議の上、4月以降の開催を検討してまいります。

次に教育です。学校教育では、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限により、来日が遅れていたALTが10月に着任し、1人増員となりました。2人体制で子どもたちの活きた英語に触れる機会を増やし、英語教育の充実を図ってまいります。

社会教育、社会体育では、12月にミニ門松づくり、1月にタコの山のぼり、凧揚げ大会を行いました。地区対抗駅伝大会は2月開催の準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止となりました。

文化資料館・筒井美術館では、2月22日から3月30日まで、企画展「一筆のご縁1000画展」を開催しています。村内在住の墨絵作家、後藤真知世氏の作品を多数展示しています。

学校教育では、学習アプリを用いた学習などタブレットやデジタル教科書、電子黒板を効果的に活用しながら主体的・対話的で深い学びを目指し、探究的な学習活動を推進し、情報化社会に対応する人材の育成を目指します。

コミュニティ・スクールについては、全県下での令和5年度運用開始に向けて本村でも準備を進めてまいります。

また、学校等において引き続きコロナ感染症対策等を徹底しながら、児童及び生徒の学習保障をするため、安心・安全な学校生活の継続を支援してまいります。

経済的理由により就学が困難な方に対し貸与している奨学金は、来年度も引き続き年度途中でもコロナ感染症等により収入が減少した方にも貸与できるよう、就学の途中での申請を可能とし、通年で申請を受け付けています。

社会教育では、民法改正に伴い成人年齢が引き下げとなりますが、成人式の対象は従来どおりの20歳の年度とし、式典の名称につきましては今後協議を行い決定します。

筒井美術館では、筒井広道氏の油絵修復作業を引き続き行います。来年度で計23枚の大型絵画の修復作業が完了となる予定です。

続いて、特別会計です。まず、国民健康保険ですが、医療費につきましては、昨年度と比べて高額療養費が減少しましたが、一人当たりの医療費が増加しており、横ばいで推移しております。財政状況につきましては、被保険者の減少や高齢化、医療の高度化等によりまして依然厳しい状況が続いております。

国民健康保険制度の県統一化につきましては、今後の人口動態に伴う被保険者の減少や、医療費の増加を見込んだ協議が行われております。先日、国保制度の県下統一後の保険料の試算に係る報道がありましたが、試算された統一保険料はあくまで県全体の平均値でありまして、自治体ごとに所得水準の違い等が保険料に

反映されています。統一化は、保険財政の安定化や医療費適正化を県全体で支えることにより、持続可能な国保制度を確保し、被保険者間の公平性の確保を図ろうとするものでありますので、被保険者の負担を少しでも軽減できるように高医療費の抑制に努めながら、県や他の自治体などと情報交換を進めてまいります。

国民健康保険事業費納付金に影響します高医療費の対策としましては、後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知や、医療費通知、服薬情報の通知を継続して実施し、医療費の適正化を図ってまいります。また、特定健診受診勧奨の戸別訪問やはがきの送付、特定健診結果説明会を開催し、健康への意識向上を図り、特定健診受診率の向上、健診後のフォローに対する取り組みも行っております。

生活習慣病に起因する疾病は長期化、重症化する傾向にあり、高医療費の要因ともなりますので、保健師等による早期介入事業を継続して行っております。

介護保険は、本年度は、第8期介護保険事業計画の1年目となりますが、1人当たりのサービス利用量が増加傾向にあり計画を上回る給付費で推移しております。

今後さらに進む高齢化社会に備えて、高齢者が可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターや各ふれあいセンターと連携し介護予防事業を行うとともに、地域全体で高齢者の生活を支える環境づくりに取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、高齢者が健康を維持できるよう、健康診査の対象者全員に受診券の事前配布を行い、受診しやすいように取り組んでおります。健康年齢の引き上げ、高医療費抑制に向けて保健事業や受診率の向上に取り組むとともに、後期高齢者医療広域連合と連携して円滑な運営に努めてまいります。

上下水道ですが、水道事業では、年末からの少雨のため、昨年度と同様に水道水の安定供給が危ぶまれる状況となり、農業用水の放流や村民への節水のお願いを続ける事となりました。水利組合や村民の皆さまのご協力に感謝するとともに、貴重な資源であります水道水の安定供給に今後も努めてまいります。

来年度の事業では、黒潮配水池系統の取水設備と配水池の監視装置を導入する予定となっております。日々のデータの確認や異常時に素早く状況把握することにより、トラブルの未然防止と早期復旧につなげていきたいと考えております。

老朽管の布設替工事は、芸西病院から赤野までの区間で実施する予定です。

下水道事業では、浄化センターや中継ポンプ場などの下水道施設の老朽度を把握し、計画的、効果的に維持更新を行うためストックマネジメント計画の策定を行い、今後の下水道機能の確保と施設の適正管理に向けた取り組みを進めてまいります。

住宅新築資金では、令和元年度に安芸広域租税債権管理機構へ一部の債権を移管したことに加え、徴収強化を図ったことにより計画的な支払いが行われ、未収額が減少しております。また県へ申請しておりました住宅新築資金等貸付助成事業の補助金が一件、認められましたので関連予算を補正予算に計上しております。今後も滞納整理を進めてまいります。

本議会に提案いたしました議案は、専決予算1件、条例8件、補正予算5件、当初予算7件、その他3件の合計24件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議のうえ適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 池田 廣 議長

以上で、村長の施政方針の表明並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 池田 廣 議長

日程第3、議案第3号から議案第26号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。議案第3号を説明します。令和3年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承

認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1 ページをお願いします。

令和3年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。歳出予算の補正。第1条、歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表、歳出予算補正による。

4 ページをお願いします。歳出です。

(4 p) 10 款 5 項 5 目、一般管理費 162 万 6 千円増。

(4 p) 50 目電子計算費、79 万 8 千円増。

(4 p) 15 款 5 項 5 目、社会福祉総務費 299 万 4 千円減。

(5 p) 30 款 5 項 5 目、商工振興費 190 万円減。

(5 p) 45 款 10 項 5 目、学校管理費 152 万円増。

(5 p) 15 項 5 目、学校管理費 92 万円増。

(5 p) 20 項 5 目、幼稚園費 3 万円増。

本専決予算は、新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金事業で実績等に基づく事業費の内訳を変更しております。

続きまして、議案第4号をお願いします。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を説明します。本条例改正は、令和3年度人事院勧告に従い、令和4年度の期末手当の減額を行うものです。ただし、令和3年度分の引き下げに相当する額については、令和4年6月分の期末手当から減額調整するものです。合わせて、別表第2、行政職給料表別職務分類表について同一の職が2つ以上の級に格付けされているため、総務省通知により現状に合わせて修正することとしております。

議案第5号を説明します。議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例です。本条例改正は、一般職の職員の期末手当と同様に令和4年度の期末手当の減額及び令和3年度分の調整を行うものです。

議案第6号です。芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例を説明します。本条例改正は、一般職の職員の期末手当と同様に令和4年度の期末手当の減額及び令和3年度分の調整を行うものです。

議案第7号芸西村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本条例改正は、一般職の職員の期末手当と同様に令和4年度の期末手当の減額及び令和3年度分の調整を行うものです。

議案第8号芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本条例改正は、消防庁通知により消防団員の出勤報酬の創設や年額報酬及び出勤報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など消防団員の処遇改善を図るため必要な改正を行うものです。

議案第9号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本条例改正は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置について令和4年4月1日施行予定となっており、地方公務員についても均衡の原則に基づき同様の改正を行うものです。

議案第10号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を説明します。本条例改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税を5割軽減するものです。

○ 池田 廣 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。議案第11号芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正は、更新のため建設しておりました北芝団地の完成に伴い、条例に村営住宅の設

置を明記する必要がありますので、改正により和食甲 5338 番地に建設された北芝団地を追加し、その他の条文の見直しや文言の修正を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第 12 号を説明します。令和 3 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）です。1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 億 4330 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 5654 万 4 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第 3 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の補正は、第 5 表地方債補正による。

9 ページをお願いします。

第 3 表繰越明許費。

10 款 5 項、例規整備等業務支援事業 137 万 5 千円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 4817 万 7 千円。15 項、住基システム改修事業 269 万 1 千円。

15 款 5 項、新生児特別給付金事業 30 万円。

25 款 5 項、園芸用ハウス整備事業 1410 万円、競争力強化生産総合対策事業 1 億 500 万円。

35 款 10 項、村道中村南線側溝改良事業 180 万円。15 項、地域農業利水施設保全整備事業 310 万円。20 項、浅津団地 115 号室改修事業 920 万 1 千円、住宅耐震化促進事業 1155 万 1 千円、地震対策空き家改修事業 1004 万 9 千円。

40 款 5 項、避難誘導灯改修事業 223 万 3 千円。

50 款 5 項、農業用施設災害復旧費業 770 万円。

10 ページをお願いします。

第 5 表、地方債補正。変更です。起債の目的。農林水産施設災害復旧事業。補正前限度額 240 万円、補正後限度額は 0 となっております。

続きまして、11 ページ、歳入です。

(11 p) 15 款 5 項 5 目、利子割交付金 1 万 3 千円増。

(11 p) 16 款 5 項 5 目、配当割交付金 80 万 7 千円増。

(11 p) 17 款 5 項 5 目、株式等譲渡所得割交付金 120 万円増。

(12 p) 18 款 5 項 5 目、地方消費税交付金 673 万円増。

(12 p) 19 款 5 項 5 目、法人事業税交付金 133 万円増。

(12 p) 20 款 5 項 5 目、ゴルフ場利用税交付金 50 万 1 千円減。

(12 p) 31 款 5 項 5 目、環境性能割交付金 31 万 2 千円減。

(13 p) 50 款 5 項 25 目、土木使用料 48 万 1 千円増。

(13 p) 30 目、教育使用料 29 万 2 千円減。

(13 p) 55 款 5 項 5 目、民生費国庫負担金 116 万 3 千円増。

(13 p) 10 項 3 目、総務費国庫補助金 269 万円増。

(14 p) 10 目、衛生費国庫補助金 63 万 8 千円増。

(14 p) 20 目、土木費国庫補助金 767 万 1 千円増。

(14 p) 25 目、教育費国庫補助金 63 万 5 千円増。

(14 p) 60 款 5 項 5 目、民生費県負担金 7 万 4 千円減。

(15 p) 10 項 5 目、総務費県補助金 43 万 2 千円減。

(15 p) 10 目、民生費県補助金 138 万円の減。

(15 p) 20 目、農林水産業費県補助金 243 万 6 千円減。

(15p) 40 目、土木費県補助金 60 万 7 千円減。
(15p) 70 款 5 項 5 目、一般寄附 4 億円減。
(16p) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 6845 万 8 千円減。
(16p) 10 目、特別会計繰入金 1023 万 1 千円増。
(16p) 90 款 5 項 35 目災害復旧債 240 万円減。
続きまして、歳出です。
(17p) 5 款 5 項 5 目、議会費 150 万円減。
(17p) 10 款 5 項 5 目、一般管理費 209 万円減。
(17p) 10 目、文書広報費 20 万円減。
(17p) 20 目、財産管理費 634 万 8 千円減。
(18p) 50 目、電子計算費 708 万 8 千円減。
(18p) 55 目、地域公共交通費。16 万 5 千円減。
(19p) 15 項 5 目、戸籍住民基本台帳費 269 万 1 千円増。
(19p) 20 項 15 目、衆議院議員選挙費 58 万円減。
(19p) 25 項 10 目、指定統計調査費 7 万 7 千円減。
(19p) 15 目、地籍調査費 15 万円減。
(19p) 30 項 5 目、監査委員費 7 万円減。
(20p) 35 項 5 目、企画費 2 億 3533 万 6 千円減。
(21p) 10 目、交通安全対策費 48 万 3 千円減。
(21p) 15 項 5 項 5 目、社会福祉総務費 434 万 8 千円減。
(22p) 15 目、老人福祉費 709 万円減。
(22p) 10 項 5 目、児童福祉総務費 164 万円減。
(22p) 15 目、児童福祉施設費 208 万 6 千円減。
(22p) 20 款 5 項 5 目、保健衛生総務費は財源内訳の変更です。
(22p) 10 目、予防費 335 万 5 千円増。
(23p) 15 目、環境衛生費 460 万 6 千円減。
(23p) 10 項 10 目、塵芥処理費 88 万 6 千円減。
(23p) 15 目、し尿処理費 506 万円減。
(23p) 25 項 5 項 5 目、農業委員会費 277 万 2 千円減。
(24p) 15 目、農業振興費 921 万円減。
(24p) 25 目、農地費 239 万 9 千円減。
(24p) 10 項 5 目、林業振興費 134 万 6 千円減。
(25p) 15 項 3 目、水産総務費 12 万 5 千円減。
(25p) 5 目、水産振興費 82 万 5 千円減。
(25p) 30 款 5 項 5 目、商工振興費 60 万円減。
(25p) 35 款 5 項 5 目、土木総務費 46 万 8 千円減。
(25p) 10 項 5 目、道路橋梁維持費 37 万円減。
(25p) 10 目、道路新設改良費 534 万 7 千円減。
(26p) 15 項 5 目、河川総務費 930 万 4 千円減。
(26p) 10 目、河川改良費 320 万円減。
(26p) 20 項 5 目、住宅維持管理費 11 万 2 千円減。
(26p) 10 目、公営住宅建設費 1 億 582 万 9 千円減。
(27p) 15 目、改良住宅維持管理費 33 万 9 千円減。
(27p) 25 項 5 目、公共下水道費 250 万円減。
(27p) 40 款 5 項 10 目、非常備消防費 121 万 5 千円減。
(28p) 15 目、消防施設費 211 万 8 千円減。
(28p) 20 目、水防費 36 万 3 千円減。
(28p) 25 目、災害対策費 524 万 3 千円減。

- (28 p) 45 款 5 項 5 目、教育委員会費 15 万 8 千円減。
- (29 p) 10 目、事務局費 221 万 9 千円減。
- (29 p) 15 目、奨学費 96 万円減。
- (29 p) 10 項 5 目、学校管理費 118 万 9 千円減。
- (29 p) 10 目、教育振興費 191 万 2 千円減。
- (30 p) 15 項 5 目、学校管理費 41 万 3 千円減。
- (30 p) 10 目、教育振興費 169 万 8 千円減。
- (31 p) 20 項 5 目、幼稚園費 388 万 6 千円減。
- (31 p) 25 項 5 目、社会教育総務費 384 万 5 千円減。
- (32 p) 10 目、社会教育施設費 106 万 9 千円減。
- (32 p) 30 項 5 目、保健体育総務費 114 万 3 千円減。
- (32 p) 10 目、体育施設費 53 万 2 千円減。
- (32 p) 15 目、学校給食費 87 万 2 千円減。
- (33 p) 50 款 5 項 10 目、農業用施設災害復旧費 13 万 2 千円減。
- (33 p) 60 款 10 項 85 目、ふるさと応援基金費 416 万 7 千円増。

本補正予算では、歳入歳出ともに委託や工事、負担金などの事業費の確定による減額が主なものです。

歳入では、13 ページの民生費国庫負担金でコロナワクチン接種対策費の増額、同じく 13 ページの総務費国庫補助金で住民基本台帳システム改修費補助の増額、15 ページの一般寄附でふるさと納税寄附金の見込みによる減額が主なものです。

歳出では、19 ページの戸籍住民基本台帳費でマイナンバーカード関連の住基システムの改修費の増額、20 ページ企画費でふるさと納税寄附額の見込みによる減額、22 ページ予防費でコロナワクチン接種に関する費用の増額が主なものとなっております。

○ 池田 廣 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。議案第 13 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 161 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9501 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。2、歳入。

- (6 p) 5 款 5 項 5 目、第 1 号被保険者保険料 628 万 3 千円の減。
- (6 p) 20 款 5 項 5 目、介護給付費負担金 1544 万 7 千円の増。
- (6 p) 10 項 5 目、調整交付金 325 万 4 千円の増。
- (6 p) 10 目、地域支援事業交付金 介護予防・日常生活支援総合事業 36 万円の減。
- (7 p) 15 目、地域支援事業交付金 包括的支援事業・任意事業 26 万 1 千円の減。
- (7 p) 20 目、保険者機能強化推進交付金 24 万円の増。
- (7 p) 23 目、介護保険保険者努力支援交付金 24 万円の増。
- (7 p) 25 款 5 項 5 目、介護給付費交付金 139 万 9 千円の減。
- (7 p) 10 目、地域支援事業支援交付金 49 万 5 千円の減。
- (7 p) 30 款 5 項 5 目、介護給付費負担金 17 万 2 千円の減。
- (8 p) 15 項 5 目、地域支援事業交付金 介護予防事業 22 万 6 千円の減。
- (8 p) 10 目、地域支援事業交付金 包括的支援事業・任意事業 12 万 6 千円の減。
- (8 p) 45 款 5 項 16 目、保険料軽減繰入金 12 万 8 千円の減。
- (8 p) 10 項 5 目、介護給付費準備基金繰入金 797 万 9 千円の減。
- (8 p) 50 款 5 項 5 目、繰越金 13 万 7 千円の減。

10 ページをお願いします。3、歳出。

(10 p) 10 款 5 項 5 目、居宅介護サービス給付費 175 万 2 千円の増。

(9 p) 次の 10 目特例居宅介護サービス給付費から 15 ページの 25 項 5 目高額介護予防サービス相当費までは予算額 0 円で、財源内訳の変更になります。

(15 p) 40 款 5 項 10 目、償還金 13 万 7 千円の減。

今回の主な補正は、歳入では介護保険料の減額、国庫支出金の増額に伴う基金繰入金の減額、歳出では居宅介護サービスの利用増加に伴う保険給付費の増額を計上しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第 14 号についてご説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1023 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1433 万 3 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。2、歳入。

(6 p) 10 款 5 項 5 目、貸付事業県補助金 623 万 1 千円の増。

(6 p) 25 款 5 項 5 目、貸付金元利収入 400 万円の増。

続きまして、歳出。

(7 p) 20 款 5 項 5 目、一般会計繰出金 1023 万 1 千円の増。

今回の補正予算につきましては、歳入では滞納繰越分の貸付金元利収入について大幅な収入が見込まれることに加えて、住宅新築資金等貸付助成事業の補助金が承認されましたので増額をするものです。

歳出につきましては、一般会計への繰出金を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第 15 号について説明をいたします。1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6533 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第 3 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の変更は、第 5 表地方債補正による。

6 ページをお願いします。第 3 表繰越明許費。5 款 5 項、県営和食ダム建設事業、金額が 2660 万円。

続きまして 7 ページ、第 5 表地方債の補正。変更。起債の目的、簡易水道事業。補正前の限度額 6630 万円、補正後の限度額 6450 万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法について変更はありません。

続いて 8 ページをお願いします。2、歳入。

(8 p) 5 款 5 項 5 目、水使用料 100 万円の増。

(8 p) 45 款 5 項 5 目、簡易水道事業債 180 万円の減。

続きまして、歳出です。

(9 p) 5 款 5 項 5 目、一般管理費 120 万円の減。

(9 p) 10 目、給水費 100 万円の減。

(9 p) 15 目、維持管理費 80 万円の減。

(9 p) 20 目、新設改良費 80 万円の減。

(9 p) 15 款 5 項 5 目、施設整備基金費 300 万円の増。

今回の補正は、歳入では料金収入を増額し、歳出では決算見込み額の確定により一般管理費、給水費等の不用額を減額し、収支差額につきましては基金への積立金としております。

続きまして、議案第 16 号について説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 90 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 837 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、第 5 表地方債補正による。

6 ページをお願いします。第 5 表、地方債の補正。変更。起債の目的、公営企業会計適用事業。補正前の限度額 880 万円。補正後の限度額 860 万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法についての変更はありません。

続きまして、7 ページです。歳入。

(7 p) 10 款 5 項 5 目、一般会計繰入金 250 万円の減。

(7 p) 20 款 5 項 5 目、公共下水道債 20 万円の減。

(7 p) 35 款 10 項 5 目、下水道使用料 180 万円の増。

続きまして、歳出です。

(8 p) 5 款 5 項 5 目、下水道総務費 120 万円の減。

(8 p) 15 目、維持管理費 30 万円の増となっております。

今回の補正は、歳入では下水道使用料を増額するとともに、それに伴い一般会計からの繰入金を減額しております。また、歳出では決算見込み額の確定による消費税の減額が主なものとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長

暫時、休憩します。

〔休憩 10:11〕

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10:20〕

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第 17 号令和 4 年度芸西村一般会計予算を説明します。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54 億 8360 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。第 2 条、地方地自法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 5 表地方債による。

一時借入金。第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、8 億円と定める。

歳出予算の流用。第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

12 ページをお願いします。

第 5 表地方債。起債の目的。公共事業等、限度額 3440 万円。教育・福祉施設等整備事業、限度額 9120 万円。一般単独事業、限度額 4590 万円。緊急防災・減災事業、限度額 1170 万円。臨時財政対策、限度額 2406 万 8 千円。

起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金についてはその資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

13 ページをお願いします。歳入です。

(13 p) 5 款 5 項 5 目、個人 1 億 1430 万円。

(13 p) 10 目、法人 1400 万 1 千円。

(13 p) 10 項 5 目、固定資産税 1 億 6030 万円。

(13 p) 15 項 5 目、軽自動車税、1503 万円。

(13 p) 10 目、環境性能割 163 万 4 千円。

(14 p) 20 項 5 目、たばこ税 3700 万円。

(14 p) 30 項 5 目、入湯税 420 万円。

(14 p) 10 款 5 項 5 目、地方揮発油譲与税 492 万円。

(14 p) 15 項 5 目、自動車重量譲与税 1138 万 3 千円。

(14 p) 20 項 5 目、森林環境譲与税 368 万 5 千円。

(15 p) 15 款 5 項 5 目、利子割交付金 70 万 9 千円。

(15 p) 16 款 5 項 5 目、配当割交付金 205 万 3 千円。

(15 p) 17 款 5 項 5 目、株式等譲渡所得割交付金 274 万 9 千円。

(15 p) 18 款 5 項 5 目、地方消費税交付金 9134 万 3 千円。

(16 p) 19 款 5 項 5 目、法人事業税交付金 482 万 4 千円。

(16 p) 20 款 5 項 5 目、ゴルフ場利用税交付金 2965 万円。

(16 p) 31 款 5 項 5 目、環境性能割交付金 163 万 4 千円。

(17 p) 33 款 5 項 5 目、地方特例交付金 187 万円。

(17 p) 35 款 5 項 5 目、地方交付税 11 億 1000 万円。

(17 p) 40 款 5 項 5 目、交通安全対策交付金 70 万円。

(17 p) 45 款 5 項 5 目、農林水産業費分担金 40 万円。

(18 p) 10 項 5 目、民生費負担金 151 万円。

(18 p) 15 目、教育費負担金 818 万 9 千円。

(18 p) 50 款 5 項 5 目、総務使用料 28 万円。

(19 p) 10 目、民生使用料 887 万 9 千円。

(19 p) 20 目、農林水産業使用料 16 万円。

(19 p) 25 目、土木使用料 3320 万 7 千円。

(19 p) 30 目、教育使用料 274 万 1 千円。

(20 p) 10 項 5 目、総務手数料 209 万 5 千円。

(20 p) 10 目、衛生手数料 945 万 2 千円。

(21 p) 55 款 5 項 5 目、民生費国庫負担金 1 億 1376 万 6 千円。こちら障害者等の福祉サービスに係る国庫補助金です。

(21 p) 10 項 3 目、総務費国庫補助金 2499 万 4 千円。新型コロナ対応地方創生臨時交付金等への国庫補助金です。

(22 p) 5 目、民生費国庫補助金 516 万 6 千円。

(22 p) 10 目、衛生費国庫補助金 697 万 8 千円。

(22 p) 20 目、土木費国庫補助金 5271 万 5 千円。土木事業等に関する国庫補助です。

(22 p) 25 目、教育費国庫補助金 686 万 1 千円。

(23 p) 15 項 3 目、総務費国庫委託金 5 万 1 千円。

(23 p) 5 目、民生費国庫委託金 151 万 6 千円。

(23 p) 60 款 5 項 5 目、民生費県負担金 7521 万円。障害者等の福祉サービスに係る県補助分です。

(24 p) 15 目、土木費県負担金 900 万円。

(24 p) 10 項 5 目、総務費県補助金 5158 万 9 千円。主に、地籍調査事業の県補助です。

- (24 p) 10 目、民生費県補助金 2646 万 2 千円。福祉医療等の県補助分です。
- (25 p) 15 目、衛生費県補助金 277 万 6 千円。
- (25 p) 20 目、農林水産業費県補助金 1 億 2758 万 5 千円。主には、農業関係の県補助です。
- (26 p) 25 目、消防費県補助金 195 万 3 千円。
- (26 p) 30 目、教育費県補助金 2105 万 8 千円。教育関係の県補助です。
- (26 p) 40 目、土木費県補助金 1450 万 1 千円。土木事業等の県補助です。
- (26 p) 15 項 5 目、総務費県委託金 1237 万 9 千円。主には、県税徴収委託及び参議院選の県委託金です。
- (27 p) 15 目、土木費県委託金 17 万 9 千円。
- (27 p) 65 款 5 項 5 目、財産貸付収入 929 万 3 千円。
- (28 p) 10 目、利子及び配当金 269 万 2 千円。
- (29 p) 10 項 5 目、不動産売払収入 3104 万 9 千円。分譲宅地の売払い収入です。
- (29 p) 10 目、物品売払収入 8 万 4 千円。
- (29 p) 70 款 5 項 5 目、一般寄附 22 億 130 万円。ふるさと納税等の寄附金です。
- (29 p) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 7 億 3010 万 1 千円。
- (30 p) 10 目、特別会計繰入金 300 万円。
- (30 p) 80 款 5 項 5 目、繰越金 2000 万円。
- (30 p) 85 款 3 項 5 目、延滞金 130 万円。
- (30 p) 5 項 5 目、預金利子 8 万 5 千円。
- (31 p) 10 項 3 目、総務費貸付金元利収入 1755 万 7 千円。
- (31 p) 5 目、民生費貸付金元利収入 20 万 1 千円。
- (31 p) 10 目、農林水産業費貸付金元利収入 10 万円。
- (31 p) 20 目、教育費貸付金元利収入 296 万 6 千円。
- (31 p) 15 項 4 目、給食事業収入 1517 万 3 千円。
- (32 p) 10 目、雑入 779 万 4 千円。
- (33 p) 90 款 5 項 41 目、公共事業等債 3440 万円。
- (33 p) 42 目、教育・福祉施設等整備事業債 9120 万円。
- (33 p) 45 目、一般単独事業債 4590 万円。
- (34 p) 55 目、緊急防災・減災事業債 1170 万円。
- (34 p) 65 目、臨時財政対策債 2406 万 8 千円。
- 続きまして 35 ページ、歳出です。
- (35 p) 5 款 5 項 5 目、議会費 4992 万 3 千円。議員報酬等が主なものです。
- (36 p) 10 目、議会広報費 98 万 7 千円。
- (37 p) 10 款 5 項 5 目、一般管理費 1 億 5191 万 8 千円。特別職及び職員給与のほか管理事務に関する経費です。
- (40 p) 10 目、文書広報費 141 万 6 千円。
- (40 p) 15 目、会計管理費 22 万 3 千円。
- (41 p) 20 目、財産管理費 4588 万 9 千円。庁舎及び村有財産管理の経費です。
- (43 p) 35 目、自治振興費 526 万 5 千円。
- (43 p) 45 目、諸費 60 万円。
- (43 p) 50 目、電子計算費 8598 万 6 千円。基幹系システム、財務システム等に関する経費です。
- (44 p) 55 目、地域公共交通費 859 万 6 千円。
- (45 p) 10 項 5 目、税務総務費 3074 万 9 千円。税務職員給与のほか委託料が主なものです。
- (46 p) 10 目、賦課徴収費 1446 万 6 千円。賦課徴収に関する経費です。
- (47 p) 15 項 5 目、戸籍住民基本台帳費 3022 万 7 千円。職員給与のほか、戸籍住基システムに関する経費が主なものです。
- (48 p) 20 項 5 目、選挙管理委員会費 22 万 6 千円。
- (49 p) 10 目、選挙啓発費 4 万円。

- (49 p) 20 目、参議院議員選挙費 582 万 7 千円。
- (50 p) 30 目、県議会議員選挙費 187 万 6 千円。
- (50 p) 40 目、村議会議員選挙費 942 万円。
- (51 p) 25 項 10 目、指定統計調査費 28 万 4 千円。
- (52 p) 15 目、地籍調査費 8216 万 8 千円。職員給与のほか測量設計委託が主なものです。
- (53 p) 30 項 5 目、監査委員費 114 万 9 千円。
- (54 p) 35 項 5 目、企画費 14 億 690 万 5 千円。職員給与のほか、ふるさと納税関係及び各種補助金が主なものです。
- (57 p) 10 目、交通安全対策費 368 万 7 千円。
- (58 p) 15 目、人権擁護推進費 47 万 9 千円。
- (58 p) 20 目、福祉館費 842 万 4 千円。
- (60 p) 15 款 5 項 5 目、社会福祉総務費 2 億 9780 万 6 千円。職員給与のほか扶助費、国保会計への繰出金が主なもの。
- (63 p) 15 目、老人福祉費 2 億 6394 万 9 千円。ふれあいセンター等の管理費のほか介護保険及び後期高齢者医療への繰出金が主なものです。
- (66 p) 20 目、国民年金事務取扱費 3 万円。
- (66 p) 10 項 5 目、児童福祉総務費 4983 万 1 千円。児童手当が主なものです。
- (66 p) 10 目、母子福祉費 352 万 1 千円。
- (67 p) 15 目、児童福祉施設費 1 億 4821 万 5 千円。保育所運営に関する経費です。
- (69 p) 15 項 5 目、災害救助費 16 万 1 千円。
- (70 p) 20 款 5 項 5 目、保健衛生総務費 3204 万円。職員給与のほか保健衛生に係る経費です。
- (71 p) 10 目、予防費 4763 万 8 千円。予防接種、検診等に関する経費です。
- (73 p) 15 目、環境衛生費 1 億 9250 万 8 千円。香南斎場、メルトセンター等の負担金が主なものです。
- (74 p) 10 項 5 目、清掃総務費 110 万 9 千円。
- (74 p) 10 目、塵芥処理費 3874 万 5 千円。ごみ収集委託が主なものです。
- (75 p) 15 目、し尿処理費 1909 万 9 千円。し尿収集に関する経費です。
- (76 p) 25 款 5 項 5 目、農業委員会費 1457 万 3 千円。農業委員会に関する経費です。
- (77 p) 10 目、農業総務費 3367 万 3 千円。職員給与が主なものです。
- (77 p) 15 目、農業振興費 1 億 7049 万円。レンタルハウス建設のほか農業関係の補助金が主なものです。
- (79 p) 25 目、農地費 3799 万 5 千円。農業用水路等の改修工事に関する経費が主なものです。
- (80 p) 30 目、地力増進事業費 50 万 6 千円。
- (80 p) 10 項 5 目、林業振興費 2382 万 5 千円。松くい虫対策、林道補修工事が主なものです。
- (82 p) 15 項 3 目、水産総務費 1052 万円。西分漁港の管理経費が主なものです。
- (82 p) 5 目、水産振興費 244 万 3 千円。
- (83 p) 30 款 5 項 5 目、商工振興費 332 万円。
- (83 p) 35 款 5 項 5 目、土木総務費 3979 万 7 千円。こちら職員給与が主なものです。
- (85 p) 10 項 5 目、道路橋梁維持費 6278 万円。村道の維持補修に関する経費です。
- (85 p) 10 目、道路新設改良費 8920 万円。村道等の拡幅と改良工事に関する経費です。
- (85 p) 15 項 5 目、河川総務費 5538 万 9 千円。排水機場改修工事のほか維持管理の経費です。
- (87 p) 10 目、河川改良費 1600 万円。高規格道路周辺整備に関する工事費が主なものです。
- (87 p) 20 項 5 目、住宅維持管理費 1363 万 7 千円。村営住宅の改修工事のほか維持管理の経費です。
- (88 p) 15 目、改良住宅維持管理費 146 万 4 千円。
- (88 p) 20 目、一般住宅管理費 2896 万 8 千円。空き家改修工事のほか住宅耐震化等の補助金が主なものです。
- (89 p) 25 項 5 目、公共下水道費 1 億 5760 万円。下水道会計への繰出金です。
- (89 p) 40 款 5 項 5 目、常備消防費 5200 万 8 千円。安芸消防への救急業務の委託費です。
- (89 p) 10 目、非常備消防費 2382 万 8 千円。消防団員への報酬と消防団運営の経費です。

(90 p) 15 目、消防施設費 1516 万 8 千円。防火水槽の新設工事が主なものです。

(91 p) 20 目、水防費 8 万 9 千円。

(91 p) 25 目、災害対策費 2810 万 1 千円。防災関係の工事のほかシステムの維持管理が主なものです。

(92 p) 45 款 5 項 5 目、教育委員会費 81 万円。

(93 p) 10 目、事務局費 8809 万 3 千円。教育委員会の職員給与のほか教育施設建て替え基本設計委託が主なものです。

(95 p) 15 目、奨学費 205 万円。

(95 p) 10 項 5 目、学校管理費 3070 万 2 千円。小学校体育館屋根改修工事のほか維持管理の経費です。

(97 p) 10 目、教育振興費 2200 万 8 千円。報酬のほか扶助費が主なものです。

(99 p) 15 項 5 目、学校管理費 1579 万円。中学校プールトイレ改修工事のほか維持管理の経費です。

(101 p) 10 目、教育振興費 2018 万 4 千円。報酬のほか扶助費が主なものです。

(102 p) 20 項 5 目、幼稚園費 7589 万 3 千円。幼稚園の運営経費です。

(105 p) 25 項 5 目、社会教育総務費 3932 万 8 千円。報酬のほか各種団体への補助金等が主なものです。

(107 p) 10 目、社会教育施設費 1984 万 2 千円。生涯学習館、資料館と施設管理の経費です。

(109 p) 30 項 5 目、保健体育総務費 1176 万 5 千円。職員給与が主なものです。

(110 p) 10 目、体育施設費 2310 万円。憩ヶ丘運動公園と施設管理経費です。

(111 p) 15 目、学校給食費 4369 万 4 千円。給食調理委託のほか賄材料費が主なものです。

(113 p) 55 款 5 項 5 目、元金 2 億 2120 万 7 千円。令和 4 年度償還予定を計上しております。

(113 p) 10 目、利子 890 万 6 千円。

(113 p) 60 款 10 項 5 目、財政調整基金費 38 万 8 千円。

(113 p) 15 目、施設整備基金費 133 万 1 千円。

(113 p) 16 目、村営住宅施設整備基金費 22 万 8 千円。

(113 p) 20 目、水源対策基金費 18 万 1 千円。

(113 p) 25 目、ふるさとづくり基金費 11 万 4 千円。

(114 p) 30 目、下水道対策基金費 6 万 6 千円。

(114 p) 35 目、減債基金費 1 万 1 千円。

(114 p) 60 目、土地開発基金費 8 万 8 千円。

(114 p) 65 目、水と土保全基金費千円。

(114 p) 80 目、防災対策基金費 5 千円。

(114 p) 85 目、ふるさと応援基金費 9 億 2854 万 5 千円。こちら、ふるさと納税寄附の収入見込みによるものです。

(114 p) 90 目、森林環境譲与税基金費 164 万 6 千円。

(114 p) 99 款 99 項 99 目、予備費 486 万 8 千円。

以上で令和 4 年度一般会計予算の説明を終わります。

○ 池田 廣 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長。

議案第 18 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 2484 万 3 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

一時借入金。第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

歳出予算の流用。第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不

足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

7ページをお願いします。2、歳入。

(7p) 5款5項5目、一般被保険者国民健康保険税1億6404万4千円。

(8p) 10款5項5目、督促手数料5千円。

(8p) 23款15項10目、保険給付費等交付金5億6104万4千円。

(8p) 30款5項5目、一般会計繰入金9214万8千円。

(9p) 10目、基金繰入金691万6千円。

(9p) 40款3項5目、延滞金5万円。

(9p) 5項5目、一般被保険者第三者納付金30万円。

(9p) 15目、一般保険者返納金30万円。

(9p) 20目、退職被保険者返納金2万円。

(10p) 45款5項5目、利子及び配当金1万6千円。

次に、3、歳出。

(11p) 5款5項5目、一般管理費1930万6千円。

(12p) 10目、連合会負担金80万6千円。

(12p) 15目、医療費適正化特別対策事業327万円。

(12p) 10項5目、賦課徴収費15万1千円。

(12p) 15項5目、運営協議会費4万8千円。

(13p) 10款5項5目、一般被保険者療養給付費4億6800万円。

(13p) 10目、退職被保険者療養給付費12万円。

(13p) 15目、一般被保険者療養費360万円。

(13p) 20目、退職被保険者療養費1万円。

(13p) 25目、審査支払手数料164万6千円。

(13p) 10項5目、一般被保険者高額療養費7440万円。

(13p) 10目、退職被保険者高額療養費5万円。

(14p) 15目、一般被保険者高額介護合算療養費20万円。

(14p) 20目、退職被保険者等高額介護合算療養費1万円。

(14p) 15項5目、一般被保険者移送費1万円。

(14p) 10目、退職被保険者移送費1万円。

(14p) 20項5目、葬祭費36万円。

(14p) 25項5目、出産育児一時金420万円。

(15p) 11款5項5目、一般被保険者医療給付費分1億7169万2千円。

(15p) 10項5目、一般被保険者後期高齢者支援金等分4499万円。

(15p) 15項5目、介護納付金分2208万3千円。

(15p) 20款5項10目、その他共同事業拠出金2千円。

(16p) 25款3項5目、特定健康診査等事業費531万9千円。

(16p) 5項5目、保健衛生普及費309万4千円。

(17p) 30款5項5目、利子5万円。

(17p) 35款5項5目、一般被保険者保険税還付金30万円。

(17p) 10目、退職被保険者保険税還付金10万円。

(18p) 15項5目、基金積立金1万6千円。

(18p) 99款99項99目、予備費100万円。

本予算につきましては、高知県と連携した予算を計上しております。円滑な事業運営並びに高医療費の抑制対策としまして医療費の適正化、生活習慣病重症化予防事業に取り組んでいくこととしております。

次に、議案第19号を説明します。1ページをお願いします。

令和4年度芸西村介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6407万2千円と定める。2、歳入

歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8ページをお願いします。2、歳入。

- (8p) 5款5項5目、第1号被保険者保険料 9981万1千円。
- (8p) 15款10項10目、督促手数料千円。
- (8p) 20款5項5目、介護給付費負担金 9044万円。
- (9p) 10項5目、調整交付金 3515万円。
- (9p) 10目、地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業 90万1千円。
- (9p) 15目、地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業 84万8千円。
- (9p) 25款5項5目、介護給付費交付金 1億4075万2千円。
- (9p) 10目、地域支援事業支援交付金 121万8千円。
- (10p) 30款5項5目、介護給付費負担金 7898万4千円。
- (10p) 15項5目、地域支援事業交付金介護予防事業 56万3千円。
- (10p) 10目、地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業 42万4千円。
- (10p) 35款5項10目、利子及び配当金 1万1千円。
- (11p) 45款5項5目、介護給付費繰入金 6516万3千円。
- (11p) 10目、地域支援事業繰入金介護予防事業 56万3千円。
- (11p) 15目、地域支援事業繰入金包括的支援事業・任意事業 42万4千円。
- (11p) 16目、保険料軽減繰入金 712万9千円。
- (11p) 20目、その他一般会計繰入金 3434万4千円。
- (11p) 10項5目、介護給付費準備基金繰入金 600万円。
- (12p) 60款5項5目、第1号被保険者延滞金 3万円。
- (12p) 20項25目、第三者納付金 10万円。
- (12p) 30目、返納金 1万円。
- (12p) 35目、雑入 120万6千円。

次に、3、歳出。

- (13p) 5款5項5目、一般管理費 2893万3千円。
- (14p) 15項5目、介護認定審査会費 82万8千円。
- (14p) 10目、認定調査等費 301万4千円。
- (14p) 25項5目、計画策定委員会費 8万円。
- (15p) 10款5項5目、居宅介護サービス給付費 1億4400万円。
- (15p) 10目、特例居宅介護サービス給付費 10万円。
- (15p) 15目、地域密着型介護サービス給付費 5520万円。
- (15p) 20目、特例地域密着型介護サービス給付費 10万円。
- (15p) 25目、施設介護サービス給付費 2億5200万円。
- (15p) 30目、特例施設介護サービス給付費 20万円。
- (15p) 35目、居宅介護福祉用具購入費 48万円。
- (16p) 40目、居宅介護住宅改修費 120万円。
- (16p) 45目、居宅介護サービス計画給付費 1560万円。
- (16p) 50目、特例居宅介護サービス計画給付費 5万円。
- (16p) 10項5目、介護予防サービス給付費 696万円。
- (16p) 10目、特例介護予防サービス給付費 10万円。
- (16p) 15目、地域密着型介護予防サービス給付費 25万円。
- (16p) 20目、特例地域密着型介護予防サービス給付費 5万円。
- (16p) 25目、介護予防福祉用具購入費 12万円。

- (16 p) 30 目、介護予防住宅改修費 72 万円。
- (17 p) 35 目、介護予防サービス計画給付費 120 万円。
- (17 p) 40 目、特例介護予防サービス計画給付費 1 万円。
- (17 p) 15 項 5 目、審査支払手数料 48 万 6 千円。
- (17 p) 20 項 5 目、高額介護サービス費 1620 万円。
- (17 p) 10 目、高額介護予防サービス費 5 万円。
- (17 p) 22 項 5 目、高額医療合算介護サービス費 200 万円。
- (17 p) 10 目、高額医療合算介護予防サービス費 2 万円。
- (18 p) 25 項 5 目、特定入所者介護サービス費 2400 万円。
- (18 p) 10 目、特例特定入所者介護サービス費 5 万円。
- (18 p) 15 目、特定入所者介護予防サービス費 10 万円。
- (18 p) 20 目、特例特定入所者介護予防サービス費 5 万円。
- (18 p) 25 款 5 項 5 目、介護予防把握事業費 83 万 4 千円。
- (19 p) 10 目、介護予防普及啓発事業費 96 万 2 千円。
- (19 p) 10 項 5 目、介護予防ケアマネジメント事業費 2 万円。
- (19 p) 10 目、総合相談事業費 94 万 7 千円。
- (19 p) 20 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 5 万 2 千円。
- (20 p) 35 目、認知症総合支援事業費 114 万 3 千円。
- (20 p) 40 目、在宅医療・介護連携推進事業費 2 万円。
- (20 p) 45 目、生活支援体制整備事業 2 万円。
- (20 p) 15 項 5 目、介護予防・生活支援サービス事業費 264 万円。
- (20 p) 20 項 5 目、審査支払手数料 2 万 2 千円。
- (20 p) 25 項 5 目、高額介護予防サービス相当費 5 万円。
- (21 p) 30 款 5 項 5 目、介護給付費準備基金積立金 1 万 1 千円。
- (21 p) 40 款 5 項 5 目、第 1 号被保険者保険料還付金 20 万円。
- (21 p) 99 款 99 項 99 目、予備費 300 万円。

本予算につきましては、現状を踏まえた予算を計上しております。保険給付費は、年々増加傾向にあります。高齢化社会に備え、引き続き介護予防事業等に取り組んでまいります。

次に、議案第 20 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7367 万 2 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

6 ページをお願いします。2、歳入。

- (6 p) 5 款 5 項 5 目、特別徴収保険料 3203 万 2 千円。
- (6 p) 10 目、普通徴収保険料 2055 万 4 千円。
- (6 p) 10 款 5 項 10 目、督促手数料千円。
- (7 p) 20 款 5 項 5 目、事務費繰入金 84 万円。
- (7 p) 10 目、保険基盤安定繰入金 2013 万 5 千円。
- (7 p) 30 款 5 項 5 目、延滞金 1 万円。
- (7 p) 10 項 5 目、保険料還付金 10 万円。

次に、3、歳出。

- (8 p) 5 款 5 項 5 目、一般管理費 84 万 1 千円。
- (8 p) 10 款 5 項 5 目、後期高齢者医療広域連合納付金 7273 万 1 千円。
- (8 p) 15 款 5 項 5 目、保険料還付金 10 万円。

本予算につきましては、後期高齢者広域連合と連携した予算を計上しております。健康年齢の引き上げ並びに高医療費の抑制に向けまして保険事業等にも取り組んでまいります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第 21 号についてご説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 329 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

6 ページをお願いします。2、歳入。

(6 p) 10 款 5 項 5 目、貸付事業県補助金 3 万 9 千円。

(6 p) 15 款 5 項 5 目、一般会計繰入金 25 万 1 千円。

(6 p) 25 款 5 項 5 目、貸付金元利収入 300 万円。

続きまして歳出。

(7 p) 5 款 5 項 5 目、貸付事業費 19 万円。

(7 p) 20 款 5 項 5 目、一般会計繰出金 300 万円。

(7 p) 99 款 99 項 99 目、予備費 10 万です。

令和 4 年度予算につきましては、歳入では住宅新築資金等貸付助成事業の補助金、貸付金元利収入、一般会計からの繰入金、歳出では貸付事業の事務経費、一般会計への繰出金、予備費を計上しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 池田 廣 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第 22 号について説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 1310 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 5 表地方債による。

一時借入金。第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1000 万円と定める。

歳出予算の流用。第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

6 ページをお願いします。

第 5 表地方債。起債の目的、簡易水道事業。限度額 1 億 1000 万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率 5 %以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金についてはその資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

2、歳入。

(7 p) 5 款 5 項 5 目、水使用料 5934 万円。

(7 p) 15 目、手数料 22 万円。

(7 p) 10 項 5 目、受託工事収入 2 万円。

(7 p) 10 款 5 項 5 目、給水負担金 74 万 4 千円。

(8 p) 14 款 5 項 10 目、利子及び配当金 13 万 2 千円。

(8 p) 15 款 5 項 5 目、一般会計繰入金 3183 万 4 千円。

- (8 p) 10 目、基金繰入金 1081 万円。
- (8 p) 25 款、諸収入の本年度の計上はありません。
- (8 p) 45 款 5 項 5 目、簡易水道事業債 1 億 1000 万円。
続きまして歳出です。
- (9 p) 5 款 5 項 5 目、一般管理費 2491 万円。
- (10 p) 10 目、給水費 1032 万 8 千円。
- (10 p) 15 目、維持管理費 1907 万 4 千円。
- (11 p) 20 目、新設改良費 1 億 22 万 2 千円。
- (11 p) 10 款 5 項 5 目、元金 4604 万 7 千円。
- (11 p) 10 目、利子 1215 万 7 千円。
- (11 p) 15 款 5 項 5 目、施設整備基金費 5 万円。
- (12 p) 99 款 99 項 99 目、予備費 31 万 2 千円。

令和 4 年度の簡易水道事業当初予算には、通常の維持管理経費に加えまして、黒潮配水池システムの監視システムの導入と新設改良事業では芸西病院から東側の老朽管布設工事に関する予算を計上しております。また、公営企業会計への移行に向けた準備作業にも継続して取り組みを進めることとしております。

続きまして、議案第 23 号について説明をいたします。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 3040 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 5 表地方債による。

一時借入金。第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

6 ページをお願いします。

第 5 表地方債。起債の目的、下水道事業。限度額 1250 万円。起債の方法、証書貸借または証券発行。利率 5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金についてはその資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

2、歳入。

- (7 p) 5 款 5 項 5 目、下水道事業国庫補助金 850 万円。
- (7 p) 10 款 5 項 5 目、一般会計繰入金 1 億 5760 万円。
- (7 p) 20 款 5 項 5 目、公共下水道債 1250 万円。
- (7 p) 35 款 5 項 5 目、分担金 200 万円。
- (8 p) 10 項 5 目、下水道使用料 4970 万円。
- (8 p) 10 目、下水道手数料 10 万円。
- 続きまして、歳出です。
- (9 p) 5 款 5 項 5 目、下水道総務費 1823 万 5 千円。
- (9 p) 10 目、下水道事業費 1910 万円。
- (9 p) 15 目、維持管理費 3590 万 1 千円。
- (10 p) 10 款 5 項 5 目、元金 1 億 3389 万 8 千円。
- (10 p) 10 目、利子 2275 万 3 千円。
- (10 p) 99 款 99 項 99 目、予備費 51 万 3 千円となっております。

下水道事業の令和 4 年度当初予算は、下水道施設の維持管理に関する経費が主なものですが、下水道施設の長寿命化対策を進めるため、主要な設備の点検と今後の修繕計画を立てるストックマネジメント計画策定の予算を計上しております。また、簡易水道会計と同様に公営企業会計への移行にも継続して取り組みを進めていきます。

続きまして、議案第 24 号について説明をいたします。

村道路線の廃止について。道路法第10条第1項の規定により、村道路線を下記のとおり廃止したいので同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

整理番号183。路線名が久重2号線。起点、芸西村久重字ハイバシリ甲522-5地先。終点、芸西村久重字カリヤダニ甲332-3。延長が432.6メートル。幅員が、1.9メートルから3.6メートル。

久重2号線の廃止の理由につきましては、久重2号線にかかる久重橋が老朽化しており定期点検におきまして早急に修繕が必要という結果となりましたが、車や歩行者は久重1号線を通行しているため、久重2号線は実際には使用されていない路線であります。

そのため、使用されていない橋に高額な費用をかけて修繕を行い今後も点検を続けていくより、撤去することで危険な状況を改善することといたしました。橋の撤去によりまして、道路が分断されるため一旦久重2号線としての路線の廃止を行い、その後、議案第25号におきまして新たに久重1号線の支線として路線の認定変更を行うこととしております。

続きまして、議案第25号について説明をいたします。

村道路線の認定変更について。道路法第10条第2項の規定により、村道路線を下記のとおり認定変更したいので同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

整理番号182。路線名が久重1号線。起点、芸西村久重字ハイバシリ甲522-5。終点、芸西村久重字セト甲221地先。延長が1629.6メートル。幅員が、1.9メートルから11メートル。

久重1号線の認定変更は、議案第24号におきまして路線の廃止を行う久重2号線の撤去した橋を除く道路部分をその起点と終点でつながっている久重1号線を支線として新たに認定するために変更を行うものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長

池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

議案第26号について説明します。

解約金の額の決定について。地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

芸西村は、ふるさと納税業務の印刷関連事務を外部委託したことにより、平成30年6月1日付けで契約した、封入封緘機のリース契約を解除し、これに係る解約金の額について次のとおり決定する。

解約金の額、74万880円。契約の解除日、令和4年3月31日。解約の理由、ふるさと納税業務の印刷関連事務を外部委託したことにより、封入封緘機を使用しなくなったため、リース契約を解除する。当該契約の解除は、芸西村の都合によるものと認められるため、契約解除に伴う解約金を支払うもの。以上です。

○ 池田 廣 議長

以上で一括上程議案の説明を終わります。

《日程第4》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第4、議案第3号令和3年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承認についてを議題にいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

《散会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:13 散会]